

役員の旅費および役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞仁会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等は当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう
- (5) 給与規程等とは、本会の給与規程および有期契約職員就業規則をいう

(報酬等の算定方法)

第3条 評議員・非常勤役員(以下、非常勤役員等という)に対する報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、本会業務に出席の都度、別表第1に定める額を支給する。
 - (2) 職務のため出張したときは、別表第2に定める役員等旅費規程により旅費等を支給する。
- 2 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、本会の給与規程等に基づき給与(通勤手当を除く)の支給を受ける役員には支給しない。
- (1) 報酬・賞与については、別表第3に定める額とする。
 - (2) 通勤手当については、本会の給与規程に基づき支給する。
 - (3) 職務のため出張したときは、別表第2に定める役員等旅費規程により旅費等を支給する。

(報酬等支払方法)

第4条 非常勤役員等については、前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって、本会業務の都度、本人に支給する。

- 2 常勤役員については、給与規程等に基づき、毎月、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

第5条 当法人は、社会福祉法に基づき、報酬等の支給の基準として本規程を公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

【 附 則 】

この規程は平成11年4月1日より施行する。

平成14年2月20日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31月4日1日一部改正

別表第1 非常勤役員等の報酬

職務	報酬額(日額・一人あたり)
理事会・評議員会等に出席した場合	10,000 円
監事が監査に出席した場合	10,000 円
役員等が公の検査に出席した場合	10,000 円
年間総額(合計) 1,000,000 円以内とする	

別表第2 役員等旅費規程

【管内出張】

旅費項目	金額	備考
日当	0 円	
交通費	実費	
食事代	1,000 円	所要時間が往復時間を除いて 4 時間以上でかつ必要と認めた場合

※管内出張とは、法人所在地より半径 20 km以内の市町村であって宿泊を要しない出張をいう

【管外出張】

旅費項目	金額	備考
① 宿泊を要しない管外出張		
日当	2,500 円	
交通費	実費	
② 宿泊を要する管外出張		
日当	5,000 円	
交通費	実費	
宿泊費	実費	

※管外出張とは、管内出張以外の市区町村であって、所要時間が往復時間を含め 4 時間以上を要する出張で、宿泊を要する場合と要しない場合を区別する。

別表第3 常勤役員の報酬等

報酬月額(一人あたり)	200,000 円		
賞与	夏季	冬季	年度末
	1.5 ヶ月	2.0 ヶ月	0.5 ヶ月
年間総額(合計) 7,000,000 円以内			

※各賞与支給率については、事業所の収支状況等を踏まえ、上記が事業所の支給率を上回る場合は、事業所の支給率に準ずるものとする。